

指定居宅介護支援[指定介護予防支援]運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人社団網島会が開設する居宅介護支援事業所コウセイ(以下「事業者」という)が行う指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援[指定介護予防支援]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護[要支援]状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 指定居宅介護支援[指定介護予防]の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行う。
 - 4 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の事業は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 医療法人社団 網島会 居宅介護支援事業所 コウセイ
- 二 所在地 兵庫県姫路市御立西4丁目1番6号

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 代表者 1名
代表者は、運営業務を総理し、健全、適正な運営を推進する。
- 二 事務長 1名
事務長は、管理者不在時の際、職員の指揮監督を行う。また、次の事項について、代表者と協議の上決定できる。
 - (1) 職員の人事及び給料に関すること
 - (2) 物品購入先の決定に関すること
- 三 管理者 1名(常勤、主任介護支援専門員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供にあたるものとする。
- 四 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供に当たる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日
月曜日から金曜日までとする。 土・日、国民の休日及び年末年始(12月30日から1月3日)は休み。
- 二 営業時間
月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供方法)

- 第6条 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 2 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。
- 第7条 正当な理由なく指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援[指定介護予防支援]事業者を紹介するなど、必要な措置を講じる。
- 第8条 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という)の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- 第9条 被保険者の要介護[要支援]認定等に係る申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
- 2 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護[要支援]認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 3 要介護[要支援]認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護[要支援]認定等の有効期間の満了日1ヶ月前には行われるよう、必要な援助をする。
- 第10条 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や、利用者やその家族から求められた時は、これを提示する旨を指導する。
- 第11条 利用者が他の居宅介護支援[指定介護予防支援]事業者の利用を希望する場合、申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の居宅サービス計画[介護予防サービス計画]及びその実施状況に関する書類を交付する。

(指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の内容)

- 第12条
- 1 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成に関する業務を担当させる。
 - 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。
 - 3 介護支援専門員は、通常、利用者の居宅または事業所で相談を受ける。
 - 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成に当たっては、MDS—HC方式に基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス[指定介護予防サービス]、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 5 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

- 6 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]に位置つけた指定居宅サービス等の担当者による会議(以下「サービス担当者会議」という)の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の原案の内容について専門的な見地からの意見を求める。
- 8 サービス担当者会議は、利用者の居宅その他必要と認められる場所とする。
- 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の原案に位置つけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。
- 10 介護支援専門員は、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス[指定介護予防サービス]事業者との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画[介護予防サービス]の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画[介護予防サービス]の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 11 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス[指定介護予防サービス]等の提供開始後、1ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問する。
- 12 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師(以下「主治の医師等」という)の意見を求める。
- 13 介護支援専門員は、医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画[介護予防サービス計画]に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス[指定等を居宅サービス計画]に位置づける際、主治の医師の医学的観点から診た留意事項が示されている場合には、それを尊重する。
- 14 介護支援専門員は、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成または変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護給付の対象となるサービス以外にも保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。
- 15 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

(契約時の説明)

第13条 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]事業所は、利用者に及び家族に次のことを説明する。

- 1 ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること。
- 2 当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができること。
- 3 前6月間に作成された居宅サービス計画書の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定密着型サービス事業者によって提供された者が

(地域ケア会議への参加)

第14条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力するものとする。

(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)

第15条 居宅サービス計画書[介護予防サービス計画]と個別サービス計画書の連動性を高め、意識の共有

を図ることを目的とし担当者に対し、居宅サービス計画書[介護予防サービス計画]を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービスと個別サービス計画の連動性や整合性について確認するものとする。

(指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の利用料等)

第16条 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額とする。

償還払い等により利用料の支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。交通費は徴収しないこととする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 500円
- 二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の事業の実施地域は、姫路市内とする。(家島町を除く)

第6章 その他運営に関する重要事項

(法定代理受領サービスに係る報告)

第18条 市町村もしくは国民健康保健連合会(以下、国保連とする)に対して、居宅サービス計画に位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文書を毎月提出する。

2 市町村もしくは国保連に対して、居宅介護サービス計画に位置づけられている、基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス、または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合は、市町村に対して通知する。

- 一 正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第20条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援[指定介護予防支援]を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。

2 介護支援専門員質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回

(従業者の健康管理)

第21条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(掲示)

第22条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第23条 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(利用者やその家族に対して、次のことを説明する。)

- 4 一 ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行う。
- 二 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

(居宅サービス提供事業者等からの利益収受の禁止)

第24条 介護支援専門員は、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。

- 2 居宅サービス計画[介護予防サービス計画]の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業員への周知徹底
 - 二 虐待の防止のための指針の整備
 - 三 定期的な虐待の防止のための研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(苦情処理)

第26条 提供した指定居宅介護支援[指定介護予防支援]、または自ら作成した居宅サービス計画[介護予防サービス計画]に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定居宅介護支援[指定介護予防支援]に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3 自らが居宅サービス計画[介護予防サービス計画]に位置づけた指定居宅サービス[指定介護予防サービス]に対する苦情を利用者が国保連に申し立てる場合、必要な援助を行う。
- 4 指定居宅介護支援[指定介護予防支援]等に対する利用者からの苦情に関して、国保連が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護支援[指定介護予防支援]に関して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第27条 利用者に対する指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限り

ではない。

(会計の区分)

第28条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第29条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 居宅サービス計画[介護予防サービス計画]、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援[指定介護予防支援]の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

第30条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団綱島会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定居宅支援[指定介護予防支援]の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

- 1 業務継続計画の策定
- 2 従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- 3 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第32条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずる者とする。

- 1 おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 3 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

附則

- この規定は、平成12年6月1日より施行する。
この規定は、平成15年4月1日より施行する。
この規定は、平成16年6月1日より施行する。
この規定は、平成17年7月1日より施行する。
この規定は、平成18年8月1日より施行する。
この規定は、平成19年10月1日より施行する。
この規定は、平成21年4月1日より施行する。
この規定は、平成27年4月1日より施行する。
この規定は、平成30年4月1日より施行する。
この規定は、平成30年11月28日より施行する。
この規定は、令和6年6月1日から施行する。
この規定は、令和6年10月1日から施行する。
この規定は、令和7年4月1日から施行する。

